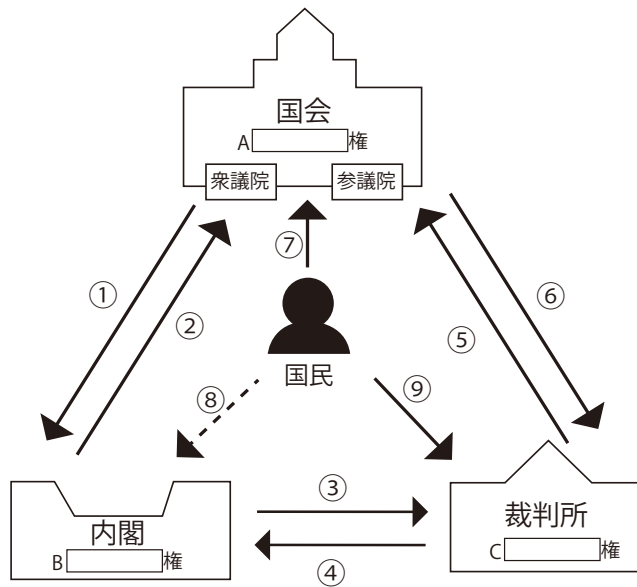


裁判所と三権分立 4

<三権分立>

下の図のように権力を3つに分け、たがいに抑制し合い、均衡を保つしくみを(1) という。このしくみは(2) が「法の精神」の中で主張した。



A～Cの機関がもつ権力は

A 権 B 権 C 権

①～⑨にあてはまることからは

① の指名 衆議院による の決議

② 衆議院の

③ 権 ④ の指名・任命

⑤ 権 ⑥ 裁判官の

⑦ ⑧ ⑨

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

(1) 三権分立 (2) モンテスキュー

A 立法 B 行政 C 司法

① 内閣総理大臣 内閣不信任

② 解散

③ 違憲審査 ④ 裁判官

⑤ 違憲審査 ⑥ 弾劾^{だんぱつ}裁判

⑦ 選挙 ⑧ 世論 ⑨ 国民審査